

土砂災害防止法に基づく基礎調査結果の公表について

東京都は、がけ崩れなどの土砂災害から都民の生命を守るため、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定の前段として、基礎調査を実施している。

今回、同法律に基づき、二区（文京区、渋谷区）、六市（三鷹市、府中市、調布市、小金井市、狛江市、多摩市）における基礎調査の結果が公表された。

この中で、渋谷区本町三丁目の一部が土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定予定となり、これに伴い中野区弥生町一丁目の一部が当該区域に含まれることから、次のとおり報告する。

1 基礎調査結果

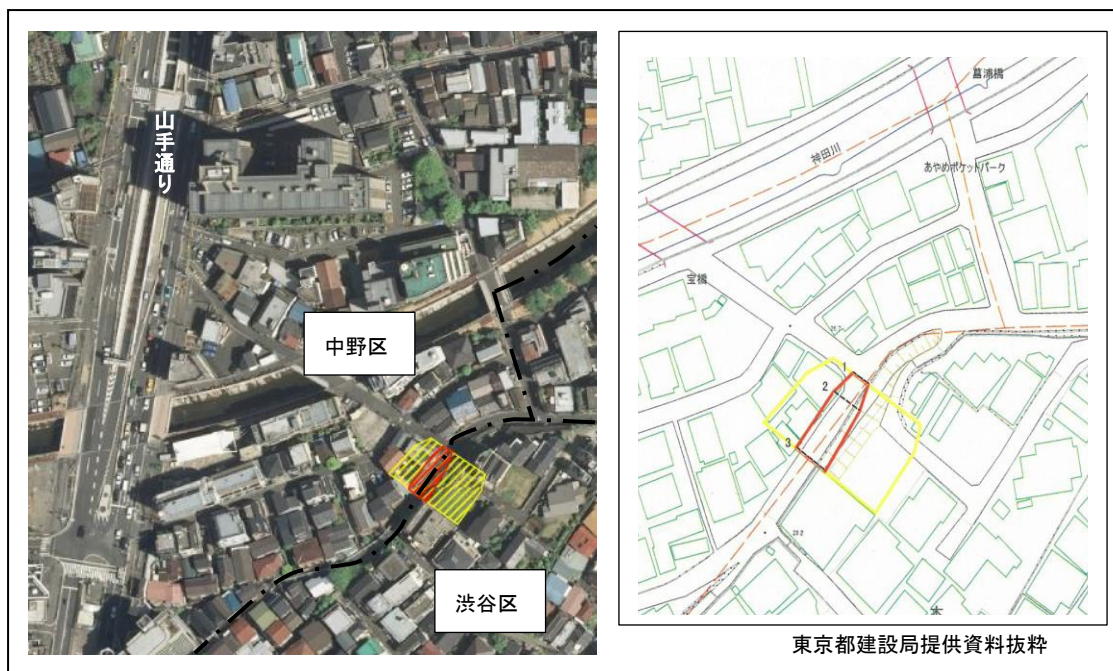
(1) 公表日等

- 平成 30 年 12 月 26 日東京都がプレス発表
- 東京都建設局のホームページでの公開
- 区役所災害対策担当の窓口での基礎調査結果資料の閲覧

(2) 今回の調査結果（渋谷区のみ掲載）

区市町村	所在地	区域指定箇所数（予定）	
渋谷区	本町三丁目、西原一丁目、西原三丁目、元代々木町、代々木五丁目、神宮前六丁目、神山町、北沢一丁目、恵比寿四丁目の一部	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
		11	9

※渋谷区本町三丁目の指定の一部に中野区弥生町一丁目が含まれる。



2 中野区の区域指定箇所

町名	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
松が丘	4	1
上高田	9	7
中央	2	0
東中野	1	1
本町	2	0
弥生町	3	2
計	21	11

●土砂災害警戒区域

土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがある区域（通称「イエローゾーン」）

●土砂災害特別警戒区域

土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある区域（通称「レッドゾーン」）

※今回の調査結果を受け、弥生町の指定箇所数が1増加予定。

3 今後の予定

平成31年6月	住民説明会（東京都主催：都から該当者に開催を連絡）
～7月	区から東京都へ指定に関する意見回答
9月以降	東京都による指定手続き・公示 東京都建設局及び中野区のホームページに公開 区役所災害対策担当の窓口での閲覧